# 【令和6年度新潟地方最低賃金審議会 第1回新潟県自動車(新車)、 自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会 議事録】

1.日時 令和6年10月9日(月) 13:00~14:51

2.会場 新潟美咲合同庁舎 2号館 2階労働局会議室

3.出席者

公 益 代 表 委 員 佐々木委員(部会長)、木南委員(部会長代理)、小林委員

労働者代表委員 田辺委員、齋藤委員、西山委員

使用者代表委員 太田委員、瀬戸委員、中野委員

事務局 足立労働基準部長、金丸賃金室長、広瀬賃金室長補佐、

佐藤賃金指導官、半田賃金係

#### 4.議事次第

- (1)部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 新潟地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程について
- (3)新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金額の改正について
- (4)その他
- 5. 資料

配布資料のとおり

6.議事内容

#### 「事務局〕賃金室長補佐

定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第1回新潟県自動車(新車)、自動車部 分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開会いたします。

本専門部会の部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。賃金室長補佐の広瀬と申します。よろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。本日は、委員の皆様全員から御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを御報告させていただきます。

なお、公益代表の木南委員におかれましては、本日、所用で 14 時頃をめどに退席されま す。あらかじめ御承知おきをお願いいたします。

続きまして、本日は今年度最初の専門部会の開催であり、各委員の御紹介をさせていただきたいところですが、時間も限られておりますので、配付しております資料 1の委員名簿と机上の名札をもって御確認いただくことで、委員の皆様の御紹介に代えさせていた

だきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、本専門部会の公開についてです。令和5年度の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を受け、令和6年7月3日に開催した第1回新潟地方最低賃金審議会での協議において、各専門部会の第1回目については公開することが決定されております。そのため、本日の第1回専門部会につきましては公開として、傍聴者の募集を行いましたが、傍聴希望の応募がなかったことを御報告させていただきます。また、報道関係者につきまして、事前に1社1名の方から傍聴希望の申込みがありましたが、本日、所用のため欠席となります。そのため、この第1回の専門部会については傍聴者がおりませんことを改めて御報告させていただきます。

続きまして、議事次第の2の(1)部会長及び部会長代理の選出をお願いいたします。 最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項により、部会長及び部会長代理について は、公益代表委員の中から選出することになっておりますが、当専門部会では、従来から 推薦により候補者を確認していただき、皆様方より御承認をいただくという方法を選挙と して行ってきております。本年も、従来どおりの方法でよろしいか、御確認いただきたく 思います。いかがでしょうか。

## [公労使各側委員]

異議なし

# [事務局]賃金室長補佐

ありがとうございます。

御異議がないようですので、従来どおりの推薦により候補者を確認させていただき、皆 様方の御承認をいただく方法で決めさせていただきます。

委員の皆様から推薦がありましたら、お願い申し上げます。

#### 「小林委員]

私の方から、部会長及び部会長代理を推薦したいと思います。

部会長に佐々木委員、部会長代理には木南委員を推薦いたします。佐々木委員におかれましては、平成30年から本特定最低賃金専門部会長、令和5年度からは新潟地方最低賃金審議会会長代理を歴任されるなど、部会長就任に十分な経験と実績を積んでおられます。 木南委員におかれましては、平成27年から新潟地方最低賃金審議会委員を、また、本特定最低賃金専門部会委員はもとより、ほかの専門部会委員も歴任されております。それぞれ 部会長、部会長代理に就任していただくことがふさわしいと思いますので、推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 「事務局〕賃金室長補佐

ありがとうございました。

ただ今、小林委員から、部会長に佐々木委員、部会長代理に木南委員を推薦するとの御 発言がありましたが、ほかに推薦される方はいらっしゃいますか。

それでは、おられないようですので、部会長に佐々木委員、部会長代理については木南 委員から就任いただくことに対しまして、御異議はございますか。

## 「公労使各側委員 ]

異議なし

## [事務局]賃金室長補佐

ありがとうございます。

御異議がないようですので、部会長は佐々木委員、部会長代理は木南委員より就任いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、佐々木部会長、木南部会長代理から、御挨拶をいただきたいと思います。 まず、佐々木部会長からよろしくお願いいたします。

#### 「佐々木部会長]

部会長を拝命いたしました、新潟国際情報大学の佐々木桐子と申します。

今月1日に発効されました新潟県最低賃金におきましては、54円引上げの985円。また、これを受けて、特定最低賃金のうち各種商品小売業に関しては埋没となり、第4回新潟地方最低賃金審議会におきまして、電子部品等製造業と各種商品小売業に関する特定最低賃金は改正決定の必要性なし、自動車等小売業は改正決定の必要性あり、という結果を経て、この自動車等小売業の専門部会の開催を迎えたという経緯がございます。

今回もまた例年どおり年内発効と、全会一致ということを目標に審議を進めてまいりた いと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## [事務局]賃金室長補佐

ありがとうございました。

続きまして、木南部会長代理、よろしくお願いします。

## [木南部会長代理]

部会長代理を拝命いたしました、木南です。

今年度におきましても、この後、議題に挙がると思いますが、最大で3回という限られた時間の中で、実りのある審議を公益委員として促してまいりたいと思います。そして、最終的には全会一致で適切な答申ができるよう努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 「事務局 ] 賃金室長補佐

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### 「佐々木部会長]

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

議題(2)専門部会の運営規程について、事務局から説明をお願いします。

## [事務局]賃金室長

賃金室長の金丸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、配付しております資料 2を御覧下さい。本専門部会は、新潟地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程に基づいて運営しており、今期もこの規程に基づき運営いたしますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、同規程第5条に基づく本専門部会の公開について御説明いたします。同規程第5条には、公開、非公開の取扱いについて規定されております。専門部会は、原則として公開することとされています。公開するとは、具体的には、一つ目として、会議の傍聴。開催公示により傍聴者を募り、審議状況を傍聴していただくことになります。二つ目に、議事録の公開。議事内容を労働局のホームページに掲載する方法により公開することになります。議事録の公開については、昨年度から新潟労働局のホームページで公開を実施させてもらっております。

なお、同規程第5条にはただし書が定めてあり、「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるお

それがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と定められています。一昨年度までは、このただし書を踏まえ、専門部会については非公開とする運用を行ってきました。しかしながら、昨年度の中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、公労使三者が集まって議論を行う部分は公開とすることが適当であるという結論が出されたことを受けまして、同部分を新潟地方最低賃金審議会においても御検討いただき、議論の透明性と率直な意見交換を阻害しないという二つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開、個別企業名を挙げて議論が行われるなど、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当するおそれがある部分は非公開にすることとされ、本専門部会の第1回目については、公労使三者が揃って議論を行う部分は公開とする、二者で協議を行う部分は非公開とするということで、新潟地方最低賃金審議会の本審で確認し了承されたところでございます。

ここで御確認いただきたいことは、今後開催される予定となります専門部会の第2回目 以降の審議の公開、非公開についてになります。第2回目以降につきましても、公労使三 者が揃って議論が行われる部分は公開、非公開情報を用いた議論が行われる可能性がある 二者で協議を行う部分については非公開とすることでいかがでしょうか。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

#### [佐々木部会長]

ありがとうございました。

今ほど事務局から説明がありましたが、この件に関しまして、御質問、御意見等ありませんか。

御質問、御意見等がないようですので、今後開催される専門部会については、昨年度の中央最低賃金審議会での全員協議会報告を踏まえて、公労使の三者が集まって議論を行う部分については公開、二者で協議を行う部分については非公開とする、ということでよるしいでしょうか。

# 「公労使各側委員 ]

異議なし

## [佐々木部会長]

御異議がないようですので、今後開催される予定の第2回以降の専門部会については、 公労使の三者が集まって議論を行う部分は公開とし、二者で協議を行う部分は非公開とす るここといたします。

引き続き、専門部会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 「事務局〕賃金室長

本専門部会の運営につきましては、今ほどの新潟地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程のほかに最低賃金法、最低賃金審議会令等に基づき運営することとなります。ここで2点、御報告をさせていただきます。まず、1点目になります。最低賃金審議会令第6条第5項の規定についてです。既に配付しております又は本日配付しております黄色い冊子、「最低賃金決定要覧」の149ページを御覧下さい。この中段に第6条第5項がありますが、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。」と定められております。平成27年度から、新潟地方最低賃金審議会の審議におきましてもこれを適用し、専門部会で全会一致した場合に限り、本審議会の決議とするという取扱いになっております。本年度も、7月3日に開催した第1回新潟地方最低賃金審議会において、この取扱いについて御了承いただいておりますことを御報告させていただきます。

続きまして、関係者からの意見聴取になります。最低賃金法第25条第5項に基づく関係 労働者及び関係使用者に対する意見聴取につきましては、第4回新潟地方最低賃金審議会 で御確認いただきましたことから、事務局において最低賃金法施行規則第11条第1項に基 づき、令和6年8月21日から9月12日までを期限とした公示を、当労働局ホームページ への掲載並びに当労働局及び各労働基準監督署の掲示板への掲出により行い、意見を求め させていただきました。しかしながら、期限までに関係労使からの意見の提出はありませ んでしたので、その旨を御報告させていただきます。

#### 「佐々木部会長 ]

ありがとうございました。

ただ今説明のありました専門部会の運営に関しまして、御質問や御意見はありませんか。

## [木南委員]

最低賃金審議会令第6条第5項の規定の適用について、あらかじめ確認しておきたいの

ですけれども、新潟地方最低賃金審議会では、専門部会において全会一致で議決したときに限り本審議会、要は本審の決議とみなすという理解でよろしいですよね。

#### 「事務局〕賃金室長

そのとおりです。

## 「木南委員 ]

専門部会は何らかの結論を出さなければいけないわけですけれども、万一、全会一致でないときは、最終決定については本審の審議に委ねるということで。

## 「事務局]賃金室長

そのような取扱いとなります。

## [木南委員]

分かりました。

では、全会一致に向けて、本審の予定はまだ組まれていない状況だと思いますので、専門部会において全会一致した場合に限り、本審の決議とみなせるということですので、部会長代理としましても、努力してまいりたいと思います。

#### [ 佐々木部会長 ]

ありがとうございました。ほかに御質問、御意見等はありませんか。

それでは、ないようですので、次の議題に入りたいと思います。

次は、議題(3)新潟県自動車、部分品・附属品小売業最低賃金額の改正についてに移ります。最初に、配付資料について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 「事務局]賃金室長

お手元にタグのついたものを資料として配付しております。先ほど資料 1及び2を見ていただきましたが、そのほかの資料について説明させていただきます。

まずは、今回の申出からの流れについて、資料をもって説明させていただきます。

資料 3を御覧下さい。申出書の写しを配付しております。自動車総連新潟地方協議会から労働局長に対しての申出を7月26日にいただいております。項番1には、基幹的労働者の人数が、令和3年の経済センサスを基に8,760人ということで記載されております。

業種は本特定最低賃金のものとなります。また、項番4のところに申出の理由があります。今回の申出に当たっては、労働協約の適用労働者数が3,090人ということで、8,760人の概ね3分の1を超えている、計算式が括弧の中に書かれておりますが0.35ということで3分の1を上回っているということが記載されております。そのほか、最も低い労働協約の金額が、時間額にして1,015円になるということが記載されております。この申出内容については、事務局としては適正なものであると判断させていただき、同日付けで受理しております。

続きまして、資料 4になります。申出を受けました特定最低賃金について、8月5日に開催した第3回新潟地方最低賃金審議会において、労働局長から審議会長に対して諮問したものとなります。三つの特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、審議会に対して意見を求めさせてもらっております。

続きまして、資料 5 になります。これは8月21日に開催された第4回新潟地方最低賃金審議会で、審議会長から労働局長に対して答申されたものとなります。諮問した三つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議会より回答をいただいております。その中で、三つの特定最低賃金のうち、この新潟県の自動車関係の特定最低賃金については、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した、という答申を受けたものなります。なお、残り二つの特定最低賃金については、改正決定する必要はないとの結論に達した、という答申をいただいたため、そこで終了となっております。

続きまして、資料 6 になります。資料 5 と同日になりますが、労働局長から審議会 長に対して諮問を行ったものとなります。この諮問により、改正決定する金額に係る調査 審議をお願いさせていただいております。また、この諮問を受けて、本専門部会を設置す ることとなり、本日第1回目の開催となったものです。ここまでが、本特定最低賃金専門 部会を設けるまでの流れになります。

続きまして、資料 7になります。これは日付が書かれておりますが、改正を行う場合で年内発効を目指す際に、公示などの期間の関係もあり、それを逆算してみたスケジュールのものになります。赤いアンダーバーを引いているところ、12 月 29 日発効ということになりますと、一番左の答申のところが 10 月 31 日と書いてありますが、ここまでに答申をしていただく必要があるということになります。今回は、これも踏まえた上で、専門部会の開催日程を立てさせてもらっております。あらかじめ御了承下さい。

続きまして、資料 8からは足下の経済関係の資料になっております。資料 8はいろいるなものを抜粋してまとめたものになり、後ろに、それぞれの資料を付けさせてもらっております。

続きまして、資料 9になります。これは日本銀行新潟支店が10月1日付けで出している資料になります。景気については、県内景気は現状「原材料高の影響などを受けつつも持ち直している」という判断で状況報告がされております。その後には、グラフ等のデータがありますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料 10 になります。これは新潟県の鉱工業指数の資料になります。表紙のグラフの下のところにまとめが記載されています。令和6年7月の指数については前月比の横ばいの99.9 ということになり、2か月ぶりに前年同月比を上回ったという内容になっております。その2ページのところに概況として、生産等、出荷等の状況が記載されております。数字的にはほぼ横ばいになっている数字が、上のグラフから見てもお分かりいただけると思います。この資料についても、細かいデータは後ろについておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料 11 になります。これは新潟県の経済情勢報告ということで、財務事務所が出しているものを付けさせていただきました。開いてもらい、一番下の各論の個人消費というところに乗用車の新車登録台数の記載があります。令和6年7月の状況になりますけれども、前年を下回っているという表現があり、その右側の主なヒアリング結果のところでは、一部の自動車メーカーの出荷台数が想定以上に減少したことにより、配車台数が制限され、柱の新車部門の販売が伸びないというようなヒアリング結果であったということが記載されております。これも後ろに資料編というものがあり、2ページのところに乗用車の新車登録届出台数の表が載っております。普通車、小型車、軽自動車に分かれたものと、それを合計したもの、赤い太いものが合計のものになっております。1月くらいで少し下がってきたものが少し上がってきて、また横ばいになっているという状況が確認できます。

続きまして、資料 12 になります。これは新潟県の最低賃金ということで、地域別最低賃金及び特定最低賃金のこれまでの推移の一覧表になります。表の上段の右側のところ、地域別最低賃金のところになりますが、先ほど部会長から話がありましたが、本年は時間額が985円、10月1日発効、54円の引上げ、目安額プラス4円ということが記載されております。

続きまして、資料 13 になります。自動車関係の特定最低賃金のこれまでの推移の一覧表になります。後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料 14 になります。令和6年の全国の賃金改定状況の調査結果になっております。これの7ページの横表、第4表 の一般労働者及びパートタイム労働者の賃上 げ上昇率になります。この7ページのものはパートと一般を分けたものになっております。

新潟は現在Bランクですが、卸売業・小売業の欄を見ますと、前年に比する賃金上昇率が、一般では1.9 パーセント、パートでは3.5 パーセント、合わせたもので2.3 パーセント、という調査結果が出ております。

資料 15 については、後ほど説明させていただきます。

続きまして、資料 16 になります。日本銀行新潟支店のものになりますが、新潟県の企業短期経済観測調査の結果になります。DIというものになっております。概要の後ろに統計資料が付いていまして、1ページのところで小売関係のDIが分かります。製造業、非製造業に分かれている非製造業の中段のところになります。2024年6月に調査した時に、最近の状況はプラスマイナスゼロですが、先行きに関してはプラス12となっておりますので、いい方の傾向が見られておりました。2024年9月の調査が右側になりますが、ここでも、最近はプラスマイナスゼロですが、先行きについてはプラス12ということで、プラス方向に良くなると見ているということが表れています。この表の関係でもう一つ、5ページ、雇用人員判断というものがあります。これは製造業と非製造業の雇用に対するいいか悪いかということを示しているものです。新聞等では、人材不足のことが記事としてよく載せられておりますが、ここのデータでもそのことが表れておりまして、赤い三角になるということはマイナスを表すのですが、6月調査の最近については全体でもマイナス38、先行きについてもマイナス44と、これが9月調査でも同様な状況となっており、今も余り良くないし、先の方も悪くなるのではないかということを感じられているような結果が出ているということを示しています。

続きまして、資料 17 になります。本年9月9日に新潟運輸支局が公表しているものであり、本年8月の自動車の新規登録などの状況となっております。本年7月では増えている結果であったのですが、8月については、記載されているとおり、ほとんどが減少という結果になっております。推移については、裏面の下のところにグラフが出ております。一番底というわけではないのですが、大きな動きがなく、ゼロを中心に最近は動いているという状況が、前年比で見られるところです。

本日、用意した資料については、これで説明を終わらせていただきます。

#### 「佐々木部会長]

ありがとうございました。

続きまして、資料 15、最低賃金基礎調査結果について、事務局からの説明をお願いいたします。

## [事務局]賃金室長

資料 15 の令和6年最低賃金基礎調査結果の説明をさせていただきます。この資料については、自動車等の特定最低賃金用にデータを集計したものとなっております。

1ページ目のところに調査方法の概要を記載しております。調査は、該当する産業分類において、事業所規模30人未満を対象に、総務省から提供された事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)から無作為に抽出した229事業所に対して行ったものとなります。その労働者数の標本数は1,990人になります。この事業所数と労働者数の標本数を、サンプルフレームの母集団数に復元して集計したものとなります。

3ページ目は調査表様式になります。

4ページ目からは総括表になります。(1)ですが、時給ごとに人数を規模別、年齢別として集計したものとなります。例えば、現在の本業種の特定最低賃金額 997 円未満の労働者を調べようと思うと、996 円のところを見ていただくと、351 人、6.1 パーセントとなっており、997 円未満の方がこのくらいいるということを表すように見てとれるものになっております。

6ページ目の左下の方には、月平均賃金額や時間当平均賃金額等について、算出された ものが記載されております。

7ページ目からは総括表(2)になります。これは男女別、年齢別の資料になります。

10 ページ目は、現行の自動車関係の特定最低賃金の未満率や、引き上げた場合の影響率が分かる資料になっております。特定最低賃金の改正の申出書で確認された最も安い労働協約の賃金額、時間額 1,015 円までを 997 円から表にしております。

11 ページ目は表にしているものですが、賃金額ごとの分布が分かる資料になっております。現行の 997 円を下回る労働者は 351 人おります。また、1,030 円を超える方が占める割合は、右下に記載されておりますが、90.7 パーセントおられるということになっております。その次の資料 12、資料 13 については、その分布をグラフ化したものになります。最低賃金基礎調査結果の説明については以上となります。

# [佐々木部会長]

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、御質問はありませんか。

それでは、御質問がないようですので、ここからは、事前に事務局からお願いしておりました、労使双方それぞれの業界を取り巻く状況につきまして、どう御認識されているのか、そして、それを受けた最低賃金の改正に向けた御意見について、労使双方から御説明

いただきたいと思います。

まずは、労働者側代表委員からお願いいたします。

#### [田辺委員]

改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

労働者側から、状況といいますか業界を取り巻く環境という部分で、少しお話させていただければと思っています。

まずは、県内の新規登録台数から推測する市場状況、販売状況を申し上げたいと思っています。今ほどの資料の中での御説明にもありましたので、被るところもありますけれども、御容赦いただきたいと思います。

先ほどの資料にもありましたが、本年9月9日付けの新潟運輸支局発表のものとなります。

令和6年度の4から8月の新規登録台数、種別全体では3万5,566台、対前年で言いますと96.1パーセントとなっており、前年同期で比べますと、1,449台減少しているところです。このうち、少し細かい種別になりますけれども、乗用車の累計新規登録台数が1万5,870台、こちらが対前年で見ますと103.9パーセント、597台増えているという状況です。軽自動車の台数でいきますと1万6,131台、対前年は89.9パーセント、1,810台の減少となっております。

このように、本年度の新規登録台数で判断しますと、種別により増減がありますけれども、ほぼ横ばいであるのではないかなと、労働者側として推測しております。特に、軽自動車の登録台数の減少は顕著ではありますけれども、この要因の一つとしては、一連の自動車業界の不正問題により発生しました製造中止、販売中止が要因であるというように考えています。メーカー別、車種別、いわゆるブランド別の登録台数の数字は今、ちょっと持ち合わせてはおりませんけれども、県内の販売市場の何かの環境が影響しているものではないというように考えております。

それから、賃上げ等の状況から少しお話をさせていただきたいと思います。本年の春闘での賃金改善状況、これは連合新潟の構成組織300人未満の中小96組合の回答妥結平均では9,581円、3.77パーセントとなっています。昨年に引き続き、高い水準での賃上げ結果となっています。

では、県内の自動車業界の状況はどうかと言いますと、販売店組合 26 組合での回答妥結 平均、これは単純平均ですけれども、9,202 円、3.68 パーセントと、昨年に比べますと 1,000 円近く引き上げることができています。詳細を見れば、メーカー直営の販売店では 1万円以上の回答が出ているところがありまして、県内平均を大きく引き上げる要因の一つにはなっていますが、世間の賃上げ機運の高まりですとか、依然として続く物価高も後押しになっていることは言うまでもありません。それ以上に、自動車産業を取り巻く状況や職場の環境について、労使で真摯に分析して議論した結果がここに出てきているのではないかというように考えています。

その自動車産業を取り巻く状況、環境のお話をもう少ししたいと思っております。自動車産業においての喫緊の課題は、昨年からも言っておりますけれども、人材の確保と流出の防止になります。全業種において年々深刻化しており、いまだ予断を許さない状況になってきていると考えています。現在も、就業人口の約1割が従事しており、国内の主要産業であると言われておりますが、いつまでその状況を維持できるのか分からない状況になってきています。人手不足の状況は、自動車整備士の有効求人倍率から見ても、2013年は1.90倍であった倍率が、昨年は4.95倍となっており、全職種と比較しても約3.8倍高くなっていることからも、人手不足は明らかであると考えています。整備士だけではなく、営業スタッフにおいても同様のことが言えると思っています。営業スタッフの減少は、残されたスタッフの業務負担を増やし、さらなる離職を生む要因になっています。販売台数の落ち込みなど、会社の経営に直結し、経営基盤を揺るがす状況を招きかねない状況になっていると考えております。そういったことからも、人材の確保と流出の防止が、この産業の優先課題になっていることは全国的にも言われているという状況です。

この問題を解決するべく、個々の企業では、賃金や処遇の改善を始め、年間所定休日の増加などの様々な対策を打ち、働く環境の整備、向上に努め、企業の魅力向上に努めております。その結果、徐々に効果が表れているものと受け止めてはおりますけれども、以前からある自動車産業のイメージ、「3 Kプラス低賃金」が影響しているのか、そういった対策も頭打ち感が、少し否めないのかなとも考えています。特に新潟県では、若年層の労働力が他県へ流出し、労働力人口が激減しています。その環境での人材の確保は、必然的に他産業との獲得競争になってきます。その競争に勝つためにも、未組織労働者を含めた全ての労働者の賃金を引上げ、産業の魅力を高めていかなければならないと労働者側としては考えています。

本年の地域別最低賃金が歴史的と言われる引上げとなっておりますけれども、今でも特定最低賃金の意義ですとか役割、必要性は何ら変わることなく、むしろ、産業の状況を考えれば、高まっているのではないかと考えており、金額改定の基本的な主張といたします。

## [佐々木部会長]

ありがとうございました。

続きまして、使用者側代表委員からお願いいたします。

## [太田委員]

それでは、自動車販売を取り巻く情勢等について、使用者側から御説明いたします。

はじめに、普通車の販売台数についてです。本年1月からの登録車、いわゆる普通車の販売台数ですが、9月末累計で全国、214万3,906台、対前年比93.1パーセント。新潟県、3万5,660台、前年比97.3パーセントです。次に、軽自動車の販売台数ですが、同じく9月末累計で全国115万5,963台、前年比88.7パーセント。新潟県、3万919台、前年比87.0パーセントです。新潟県の登録車と軽自動車の合計が6万6,579台で、前年比92.2パーセントで、特に軽自動車が大幅に減少している状況にあります。

昨年の自動車業界は、世界的な半導体不足が徐々に解消に向かい、自動車の供給体制は 大幅に改善したため、登録車と軽自動車の新車販売台数が国内、県内ともに5年ぶりの前 年超えとなりましたが、コロナ禍前の水準には戻りませんでした。また、本年の県内にお ける登録車と軽自動車の販売台数は、メーカーの認証不正問題で一部車種が生産停止とな るなど、自動車の供給が停滞したため前年よりも減少し、厳しい状況が続いており、9月 末現在で東日本大震災が発生した2011年以来の低水準となった一昨年とほぼ同じ販売台数 となっている状況にあります。

賃上げの関係ですが、国内における賃上げの動向は、政府の働きかけもあり、大企業を中心に前向きに動いている情勢ですが、地方における中小の企業等においては、諸事情を考慮していかなければならない状況であると考えております。また、全国における自動車の保有台数は、世帯数の減少、所得の伸び悩みなどにより、今後緩やかに減少し、需要台数も保有台数の頭打ち、使用年数の長期化などにより、減少することが見込まれています。

以上、御説明したとおり、県内における自動車販売は厳しい状況でありまして、使用者側といたしましては、県の最低賃金や他県の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 「佐々木部会長]

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から御発言いただきましたが、これらに関しまして、御質問、御意見 等ありませんか。よろしいですか。 それでは、今のところは御意見、御質問がないようですので、ここからは二者協議に入りたいと思います。

まずは、労働者側委員からお願いしたいと思います。事前に打合せの時間は必要ですか。

## [田辺委員]

特に必要ございません。

## 「佐々木部会長]

了解いたしました。それでは、公労会議から始めたいと思います。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

#### [事務局]賃金室長補佐

それでは、部会長からの御説明のとおり、これから二者協議の場面となります。

本日は傍聴の方はいらっしゃいませんが、非公開の取扱いとなります。

二者協議については、当初の予定から変更しまして、この会議室でそのまま開催させていただきたいと思います。公労会議から行うということですので、公益委員と労働者側委員の方におかれましては、このままお残り下さい。

労働者側委員、使用者側委員についてはそれぞれ控室も用意しております。労働者側委員は3階情報公開相談室、後ほど御案内させていただきます。使用者側委員につきましては、3階第3小会議室が控室となっておりますので、この後、御案内させていただきます。

それでは、使用者側委員におかれては、控室に御案内いたしますので、移動をお願いい たします。

~~~以後、「公労会議」「公使会議」の二者協議となり、非公開~~~

公労二者協議:第1回目

公使二者協議:第1回目

~~~ここから全体会議となり、公開~~~

## [佐々木部会長]

それでは、皆さんお揃いですので、ここから全体会議を再開いたしたいと思います。それでれ二者協議を終了いたしました。ここからは、労働者側から金額の提示をお願いしたいと思います。

#### [田辺委員]

では、労働者側から金額の提示を申し上げたいと思います。

先ほども申し上げた理由から、本年、18 円引上げて 1,015 円で改定をお願いしたいと考えています。

## 「木南委員]

少しよろしいですか。先ほど申し上げたというのは、確認なのですけれども、資料 3、申出書にある最も低い労働協約の金額が時間給 1,015 円だと。それを踏まえて、1,015 円を求めたいということですか。

#### [田辺委員]

そのとおりです。

## [佐々木部会長]

ありがとうございました。

もう一度繰り返します。労働者側からは、18円引上げの1,015円という提示でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、使用者側から、この金額提示を受けての御意見をお願いいたします。

## 「瀬戸委員]

これまでの引上げ額の経緯を見ると、前々年が 25 円、昨年が 36 円という形で最近は上がっております。したがって、労働者側がプラス 18 円という主張であれば、これで受けたいと思います。

ただし、懸念がありまして、昨年の引上げ前の金額でいきますと影響率が4パーセント以下、それが今回は引き上げると 8.5 パーセント近くになってしまうということで、かなりの影響があることだけは、一応、お含みおき願いたいと思います。

## [佐々木部会長]

ありがとうございました。

それでは、使用者側からは、影響率の懸念材料はありますが、今、労働者側から提示していただきました 18 円引き上げの 1,015 円ということで合意していただけるということですね。

小林委員、いかがですか。

## [小林委員]

それで結構だと思います。

## 「佐々木部会長]

それでは、金額について、もう一度確認いたします。18 円引上げで 1,015 円とするということでよろしいでしょうか。

#### 「公労使各側委員 ]

異議なし

#### [佐々木部会長]

それでは、全会一致ということが確認できました。 ここからは、一旦休会ですか。

## [事務局]賃金室長

発効日の関係だけ説明させていただきます。これも含めて御検討いただきたいのですが、 先ほどの資料 7 になります。答申が9日で行われますと、異議申立てをこれから行いま して、その期日が24日、続いて、官報の持込みが29日、官報の公示が11月8日、発効が 12月8日、これが最短のスケジュールになっておりますので、御了承をお願いいたします。

#### 「佐々木部会長]

ありがとうございました。

今、説明のありました発効日について、説明のとおりということでよろしいでしょうか。

# [木南委員]

発効日には法定発効と指定日発効というものがあって、指定日発効であれば12月8日以上のある日を指定した上で発効させるという手続なのですよね。指定日発効、スケジュールどおりにいけば最短で12月8日になると。それで、特賃の自動車については、従来、法定発効ということで通例、行ってきていますので、今、事務局からも説明がありましたけれども、公益委員としても、従来どおり、法定発効ということで御提案したいと思いますので、それで了解いただきたいと思います。

## [佐々木部会長]

ありがとうございます。今回の改定は法定発効ということでよろしいでしょうか。

# [公労使各側委員]

異議なし

#### [佐々木部会長]

ありがとうございます。

この法定発効に関しても御異議がないようですので、この内容で報告することといたしたいと思います。

本専門部会としましては、全会一致により、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を18円引上げて1.015円にすることで決定いたします。

それでは、報告書の案をこれから作成いたしますので、一旦休会とさせていただければ と思います。そのままお待ち下さい。

# (休会)

#### 「佐々木部会長]

それでは、皆さんお揃いですので、審議を再開いたしたいと思います。

先ほど、改定額、発効日について全会一致となりました。ここからは、文案についてです。今ほど配付されました専門部会報告(案)につきまして、事務局から読み上げをお願いいたします。

#### [事務局]賃金室長

では、報告の案を読み上げます。

令和6年10月9日

新潟地方最低賃金審議会会長 長谷川雪子 殿

新潟地方最低賃金審議会 新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会 部会長 佐々木桐子

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(報告)

当専門部会は、標記について、令和6年10月9日に会議を開催し、慎重に審議を行った 結果、別紙のとおり、結論に達したので報告します。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりです。

#### (公益代表委員)

木南直之 新潟大学法学部准教授

小林大造 公認会計士

佐々木桐子 新潟国際情報大学経営情報学部経営学科准教授

#### (労働者代表委員)

齋藤真人 太平興業労働組合中央執行委員長

田辺綱男 自動車総連新潟地方協議会議長

西山浩二 新潟マツダ自動車労働組合執行委員長

#### (使用者代表委員)

太田武司 新潟県自動車販売店協会専務理事

瀬戸聡和 新潟日産自動車株式会社取締役専務執行役員経営支援本部長

中野照道 ネッツトヨタ新潟株式会社代表取締役社長

別紙

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

1 適用する地域

新潟県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車(新車)小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車(新車)小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
- 1時間 1,015円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

以上になります。

## [佐々木部会長]

ありがとうございました。それでは、この内容でよろしいでしょうか。

## [公労使各側委員]

異議なし

#### [佐々木部会長]

ありがとうございました。

全会一致で決議いたしましたので、ただ今の専門部会報告の案をとり、正式な報告として確定させていただきます。

続きまして、令和6年度第1回最低賃金審議会におきまして、本専門部会において全会 一致で決議した場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、その決議を新潟地 方最低賃金審議会の決議とする旨、議決されておりますので、この場で労働局長あてに答 申いたしたいと思います。

事務局から、ただ今配付された答申文の案を読み上げてください。

#### 「事務局]賃金室長

それでは答申文の案を御覧下さい。

ここで、一つ御説明があります。公文書要領の建議がされまして、急きょ、句読点の修

正の指示がありました。今回、案にはその修正を反映したものを使わせてもらっております。別紙の2のところの2行目に「産業において管理」という後ろが普通の点になっておりますが、ここがこれまでの公示の関係ではカンマになっておりました。これは全部この点に直すようにということが来ておりますので、今回、それを修正していますので、これまで見られたものと少し違うなと思われるかもしれませんが、今回より変わっているということで、御承知おきいただければと思います。

それでは、答申文案読み上げます。

令和6年10月9日

新潟労働局長 千葉茂雄 殿

新潟地方最低賃金審議会会長 長谷川雪子

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和6年8月21日付新労発基0821第2号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

1 適用する地域

新潟県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車(新車)小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車(新車)小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
- 1 時間 1,015 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

以上になります。

#### [佐々木部会長]

ありがとうございました。

それでは、この内容で答申することとしてよろしいでしょうか。

## 「公労使各側委員 ]

異議なし

## [佐々木部会長]

それでは、答申文案の案をとり、答申いたします。事務局は答申文を配付してください。

#### [事務局]賃金室長補佐

今ほどお配りしたとおり、答申文が確定いたしましたので、ただ今から、部会長より労働基準部長へ受渡しを行っていただきます。

部会長、労働基準部長はそこまでお進み下さい。

それではよろしくお願いいたします。

# 【答申文受渡し】

### 「佐々木部会長]

以上のとおり、自動車(新車)小売業、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正に つきまして、局長へ答申いたしました。

皆様方の御協力により、全会一致で結審することができました。私からも感謝申し上げます。ありがとうございました。

#### 「事務局」労働基準部長

本日が最後の専門部会になりますので、一言、御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、県内の賃上げへの御理解によりまして、本日のみの調査審議により、

全会一致の結論をいただき、本特定最低賃金の改正について答申いただきまして、心から 感謝申し上げます。

順調に進みますと、12 月 8 日の発効を予定しているところです。今後は、改正されます 特定最低賃金の周知とその履行確保に焦点が移ってまいりますけれども、新潟労働局とい たしましては、全力を挙げまして取り組む所存でございます。

委員の皆様方の御尽力に対しまして、改めて感謝申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

## [佐々木部会長]

ありがとうございました。

それでは、これで全ての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたしま す。

## [事務局]賃金室長補佐

それでは、これで令和6年度の新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会の審議が全て終了となりましたので、閉会となります。

大変お疲れ様でございました。